

貸借保証委託契約書兼、個人情報の取得・管理・利用に関する同意書

貸借人（以下、「甲」という。）とスリーエー株式会社（以下、「乙」という。）とは、甲が表記のとおり貸借人と締結した貸借契約（以下、「原契約」という。）にかかる債務に関して、次のとおり保証委託契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（契約内容）

本契約は、甲が、乙に対し、本契約に定める条件の下で、原契約に基づいて発生する債務についての保証を委託し、乙はこれを受託することを内容とする。

第2条（契約期間）

- 1 本契約の契約期間は、表記の保証開始日から1年間とする。
- 2 本契約の期間満了日において、原契約が存続している場合、第6条1項各号記載の解除事由が存しない限り、本契約は更に1年間、同一内容で更新されるものとし、以後も同様とする。
- 3 前2項に関わらず、原契約の物件が貸借人又は第三者に明け渡された日をもって、本契約は終了する。

第3条（保証範囲）

乙は、原契約に基づいて甲が負担する賃料、共益費、管理費、退去時の精算金等（以下、「賃料等」という。）につき、原契約で当初に定められた賃料等の月額24ヶ月又は金100万円迄のいずれか小さい額を限度として、その債務を保証する。

第4条（保証委託料）

- 1 甲は、本契約締結にかかる委託料として、表記の保証料を乙に支払う。
- 2 甲は、乙に対し、本契約の中途解除の場合においても、既に支払った保証料の返還を求めことはできない。

第5条（求償権の行使）

- 1 乙は、甲が原契約に基づく賃料等につき原契約または法律上定められた期限内に弁済を行わない場合、原契約の貸借人からの請求により、本契約に基づき、原契約の貸借人に対して、賃料の弁済を行う。
- 2 甲は、前項の弁済がなされたときは、乙に対し、前項の弁済額及び同額に対する弁済日から支払済みに至るまで年14.6%の割合による遅延損害金並びに弁済のために要した諸費用を支払わなければならない。

第6条（契約解除）

乙は、甲が次の各号の一つでも該当したときは、何らの通知、催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 甲が原契約又は本契約に定める条項に違反したとき
- (2) 甲が、本契約締結に際して、故意又は過失により虚偽の事実を告げ、それにより乙が本契約を締結したことが判明したとき
- (3) 甲の所在が不明となったとき
- (4) その他前各号に準じる事由が生じたとき

第7条（敷金の取扱い）

- 1 甲が、乙に対して、本契約第5条に基づく求償債務を負う場合、甲は原契約で差入れた敷金（民法622条の2第1項の定義に準じる。）につき、原契約の貸借人に対する債務を控除して残額が生じたときは、乙は、当該残額につき、乙の求償債務の弁済に充当することを請求し、甲はこれに応じなければならない。
- 2 甲は、前項における敷金の残額にかかる請求権を、乙以外の債権者に対して、債権譲渡、担保としての差入れ等の処分をしてはならない。

第8条（反社会的勢力等の排除）

- 1 甲及び乙（甲又は乙の役員、親会社及び子会社並びにこれらの会社の役員を含む。以下この条において同じ。）は、次の各号の事項を確約する。
 - (1) 自らが暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業・団体若しくは関係者、総会屋、ゴロ、その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力等」という。）ではないこと
 - (2) 反社会的勢力等と次の関係を有していないこと
 - ア 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力等を利用していると認められる関係
 - イ 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係
 - (3) 自らの役員が反社会的勢力等ではないこと、及び反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
 - (4) 反社会的勢力等に自らの名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと
 - (5) 自ら又は第三者を利用して本契約に関して次の行為をしないこと
 - ア 暴力的な要求行為
 - イ 法的な責任を超えた不当要求行為
 - ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を棄損する行為
 - オ その他前各号に準ずる行為
- 2 甲が次の各号のいずれかに該当した場合には、乙は何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。
 - ア 前項(1)ないし(3)の確約に反する表明をしたことが判明した場合
 - イ 前項(4)の確約に反し契約をしたことが判明した場合
 - ウ 前項(5)の確約に反した行為をした場合
- 3 甲及び乙は、第2項の規定により相手方が本契約を解除した場合、相手方が受けた損害の一切について賠償の責めを負うものとする。
- 4 第2項の規定により本契約が解除された場合には、甲は、解除により生じる損害について、乙に対し一切の請求を行わない。
- 5 甲及び乙は、この契約に関し、自己が第1項(1)に掲げる者から第1項(2)から(5)に掲げる行為のいずれかを受け、又は受けるおそれがあるときには、相手方に直ちに報告を行うとともに、警察に通報し、警察の捜査に協力するものとする。

第9条（裁判管轄）

本契約に関連する紛争については、事物管轄に応じ、神戸簡易裁判所又は神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10条（協議事項）

本契約に定めのない事項又は解釈に疑義の生じた事項については、本契約の趣旨に従い、甲乙間で誠実に協議の上、解決を図るものとする。

【個人情報の取得・管理・利用に関する同意事項】

甲は、乙との間の本契約を含む取引と信及び取引管理（請求等を含む）のため、甲の個人情報等を以下の条項に従って乙が取り扱うことに同意する。

第1条（取扱情報）

乙が取り扱う甲の個人情報は次のとおりとする（以下、「個人情報等」という。）。

- (1) 氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先名称、勤務先住所、年収、家族構成、家族の居住状況、メールアドレス、緊急連絡先等の本契約の締結にあたって甲が記入した書面の記載内容により乙が知り得た甲の情報
- (2) 原契約又は本契約に関する賃貸物件の名称、所在地、賃料、連帯保証人（氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先名称、勤務先住所、年収等を含む）及び賃料支払口座等の契約情報
- (3) 運転免許証、パスポート、住民票及び在留カード等に記載された本人確認情報
- (4) 原契約に関する賃料支払状況

第2条（利用目的）

乙は、次の目的のために前項の個人情報等を取り扱う。

- (1) 本契約及び原契約の貸借人との間の保証契約の締結可否の判断のため
- (2) 本契約及び原契約の貸借人との間の保証契約の締結及び履行のため
- (3) 本契約に基づく求償権行使のため
- (4) 本契約に関連したサービス提供のため

第3条（第三者）

乙は、個人情報保護法16条3項に掲げられた場合を除き、甲の同意なくして、第三者に甲の個人情報等を提供しない。ただし、乙が前条の利用目的達成に必要な範囲内で、乙の責任において、個人情報等の取り扱いの一部又は全部を第三者に委託することにつき、甲は同意する。

第4条（情報提供の拒否や条項不同意の場合の措置）

甲が、本契約若しくは原契約の貸借人との間の保証契約の締結のために必要な事項を記載せず、又は、本条項の内容の全部又は一部につき同意を拒絶する場合、乙は本契約若しくは原契約の貸借人との間の保証契約の締結を拒絶することができる。

第5条（審査結果の非公表）

乙は、本契約若しくは原契約の貸借人との間の保証契約の締結判断に関する審査内容については、審査の結果（締結の可否）を除いて、甲に公表を要しないものとする。

第6条（条項の変更通知）

乙は、本条項が改正された場合、甲に対し、その内容を通知するものとする。

第7条（問い合わせ窓口）

甲の個人情報に関する開示・訂正・利用の停止等の請求については、乙の窓口（神戸市中央区浜辺通5-1-14神戸商工貿易センタービル8F・電話番号078-200-6433）にて対応するものとする。ただし、甲は、手続きに際して、乙所定の手数料を負担しなければならない。

私は、「賃料保証委託契約書兼、個人情報の取得・管理・利用に関する条項」に同意の上、申込みをおこないます。

●申込者の署名欄は本人の直筆でご署名ください。

申込日 (西 暦)	年 月 日
フリガナ	
申込者署名欄	